



2018年8月17日

各 位

住 所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号  
会 社 名 芙蓉総合リース株式会社  
代表者の  
役職氏名 代表取締役社長 辻田 泰徳  
(コード番号：8424 東証第1部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 斎藤 敦子  
電話番号 03 - 5275 - 8891

## 株式給付信託 (BBT) 導入の延期に関するお知らせ

当社は、平成30年7月27日付で公表した「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」に関し、当社の社外取締役以外の取締役 (以下、「対象取締役」といいます。) 及び取締役を兼務しない執行役員 (以下、「執行役員」といいます。対象取締役及び執行役員を総称して、以下、「取締役等」といいます。) を対象とした新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。) の開始時期を延期することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 本制度の開始時期の延期とその理由

当社は、平成30年5月16日付で本制度の導入を公表し、平成30年6月22日開催の第49期定時株主総会において役員報酬として決議され、平成30年7月27日付で、同日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」のとおりその詳細について決定しておりましたが、諸般の事情により本制度の開始時期を延期することといたしました。

これに伴い、本信託における当社株式の取得についても延期となります。

### 2. 今後の見通し

延期後の本制度の開始時期等については、決定次第、速やかに開示いたします。

以 上

(ご参考)

## 1. 本信託の概要

(平成 30 年 7 月 27 日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」より抜粋)

- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定)
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定)
- (9) 信託の期間 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定) から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

※上記のうち、(7) 本信託契約の締結日、(8) 金銭を信託する日及び (9) 信託の期間はいずれも変更し、未定といたします。延期後の日程につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。

## 2. 本信託における当社株式の取得内容

(平成 30 年 7 月 27 日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」より抜粋)

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 696,000,000 円
- (3) 取得株式数の上限 : 300,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 取引市場より取得
- (5) 株式の取得期間 : 平成 30 年 8 月 20 日 (予定) から  
平成 30 年 9 月 28 日 (予定) まで

※本制度の開始時期の延期に伴い、上記のうち、(2) 株式の取得資金として信託する金額、(3) 取得株式数の上限、(4) 株式の取得方法、(5) 株式の取得期間はいずれも未定となります。

以 上